個人ローン (一般社団法人しんきん保証基金保証付)

(2025年4月1日現在)

i -			(2025年4月1日現在)
商	品	名	個 人 ロ 一 ン (一般社団法人しんきん保証基金保証付)
			・申込時年齢が満18歳以上である方。
			・安定継続した収入がある方。(派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。)
ご利用	いただ	だける方	・年金受給者の方は、前年の受取実績(他行にて受取の方を含む)がある方。但し、年金担保借入をしている場合
			は対象となりません。
			・富山県内に居住または勤務しておられる方。
			・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。
			・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
		みち	・健全で文化的な生活を営むために必要な資金で、次に該当する資金。
			①申込人またはその配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟が必要とする資金。
L. 1-1			※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可となります。
∥お使	; ()		②申込人が①を使途として当金庫から借入れた消費者ローン(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の
			履行遅滞が1度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。
			※ご融資金は可能な限り振込させていただきます。
ご融	資 限		500万円以内
		期間	3ヵ月以上10年以内(元金据置期間6ヵ月含む)
	, ,,,	793 11-3	◎基準とする金利 : 固定金利 年6.40% (保証料含む)
_> =±	出 資 🧵	T.1 -	◎引下げ後金利 〔※引下げ金利適用条件該当の方(条件は下記に記載)〕
こ 融		利率	基準とする金利から▲年0.20%~▲年0.50%
			年6, 20%~年5, 90%
			ご融資利率について、次のお取引項目で引下げ金利適用となります。
			① 給与振込5万円以上の実績があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方
			② 住宅ローン取引があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方
			③ しんきんVISAまたはしんきんJCBカード契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方
	「げ金村適用 ☆なる項目		④ 個人インターネットバンキング契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方
رع ا			⑤ 定期預金世帯合計残高が100万円以上あり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方
			⑥ 公共料金の口座振替が3種目以上あり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方
			上記①または②に該当すれば0.5%引き下げ、③~⑥のいずれかに該当すれば0.2%引き下げとなります。
			※金利引き下げは0.5%を上限とします。
			・毎月元利均等・元金均等の分割返済があります。
ご返	蒸済 方 法	方 法	・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。
			なお、元金返済の据置期間は6ヵ月以内までできます。
	=T A !!		保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金
保 証 保 証 ¾ ————	証 会 料·保		保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。
		計 人	保証人 … 原則不要です。
			①ご本人確認資料
			・運転免許証。 但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は次のいずれかをご提出いただきます。
	、ていただくもの		個人番号カード、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、写真付住民基本台帳カード
>+B 1111			※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。
			②年収をご確認できる資料(借入金額100万円以下の場合は不要です。)
			・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか(支払調書は不可)
こ提出し			・勤続年数2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可。
			・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。
			③お使いみちのわかる資料
			・見積書、注文書、請求書など。
			・お使いみち②の場合は、融資残高および直近3ヶ月の返済履歴がわかる資料。
			・支払済み資金の場合は、領収書、通帳など。
<u> </u>			<u> </u>



			苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」
				(9時~17時、電話: 0120-964-522)にお申し出ください。
			公 五	富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター
			初于胜人拍鱼	
				(電話:076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話:0776-23-5255)、
			東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、	
	苦情処理措置紛争解決措置			第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です
苦巾				ので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または
紛争				全国しんきん相談所 (9時 ~ 17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
				また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
				なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には
				①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム
				等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、
				解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」
				もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
			お申込みに際	しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、
			あらかじめご	了承ください。
そ	の	他	・現在のご融資	利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問
			い合わせくだる	さい。
			・繰上償還等の	手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。

